

告 示

埼玉県告示第五百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太陽と水と緑のプロジェクト
- 三 代表者の氏名
田島 俊雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字壺丁目百八十四番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広くインドやガーナなど世界の国々と日本の一般市民を対象として、経済的に貧しい人であっても、ソーラーパネルとLEDの恩恵を受けられるようにし、安全できれいな飲み水、農業用水を確保し、有機農法、自然農法を普及させることで安全・安心な食物が食べられる社会の形成をめざし、農村の人たちの自立と生活環境の改善と都市と農村の交流に努め、定期的な講習会、実技指導、調査研究、地域や学校での講演会や見学会の開催による普及啓発に関する事業を促進することで、人と自然の調和がとれた社会づくりに寄与することを目的とする。